

各種関係法令等

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）（抄）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

２ 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

３ 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

２ 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

３ 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

○福山市社会福祉審議会条例（平成12年条例第20号）

改正 平成12年9月27日条例第59号
平成16年3月12日条例第19号
平成17年3月24日条例第2号
平成25年3月25日条例第13号
平成26年9月24日条例第92号
平成28年10月5日条例第45号
令和5年3月27日条例第7号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、福山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（調査審議事項の特例）

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定により児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

- 2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する機関が同項の規定により処理する事務及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。この場合において、児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する機関とする。

（定数）

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

（委員の任期）

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（委員長の職務の代理）

第5条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

い。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の委員)

第7条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(福山市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 福山市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成9年条例第55号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月27日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は平成13年1月6日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第92号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月5日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。